関西アセスメント協会会則

制　定	2007/02/24
改訂４	2013/02/23

第１条　名称

当会の名称を「関西アセスメント協会」と称する。

英文の表記は「KANSAI ASSESSMENT ASSOCIATION」とし、略称を KAA とする。

第２条　事務所

当会の事務所は、その年度の事務局宅に置く。事務局が複数名の場合はその都度決定する。

第３条　会員

（１）当会の会員は、当会会員の推薦を受けて所定の「入会申込書」を提出し、会長及び副会長の承認を得ることにより、会員資格を有し当会に入会できる。

（２）当会の会員は、所定の入会金及び年会費を納めなければならない。納金後前記の承認が得られなかった場合は、入会金及び年会費は返却する。

（３）当会の会員は、『当会の会員リスト』に登録される。

（４）当会の会員には、入会手続き完了後できる限り速やかに会員証を発行する。

（５）中途入会者の年会費は、年度初日から６月末日までの入会者は全額、７月１日以降の入会者は年会費の半額を支払うものとする。

第４条　会年度

当会の年度は、毎年１月１日を初日とし、当年１２月末日をもって終了する。

第５条　目的及び活動

（１）当会は、品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステム、リスクマネジメントシステム、労働安全衛生マネジメントシステム、その他のマネジメントシステム及び組織運営に関する監査、審査、観察（監視・測定を含む）の研究を進めるとともに、地球環境、社会情勢、これらの研究を通じて会員相互に研鑽することを目的とする。

（２）当会は、原則として、隔月に例会を開催し、監査、審査、観察（監視・測定を含む）の研究及びその他の研究発表を行う。

（３）当会は、原則として、毎年フィールドワーク[以下、FW という]を実施する。

（４）会員間の親睦を図り、理解を深めると共にお互いに協力して研究、研鑽を積み重ね、その成果を一般に普及することを図る。

（５）当会は、目的達成のため年度計画を策定し活動を行う。また必要に応じ年度計画に定めない活動を実施することができる。

第６条　役員

当会には、次の役員を置き、役員リストに登録し、会員から分かるように維持する。

（１）会長	１名	会長は、当会を代表し、当会を総理する。
（２）副会長	若干名	①副会長は、会長を補佐する。 ②副会長は、会長に事故あるときその職務を代行する。
（３）幹事	若干名	①幹事は、会長及び副会長に協力し当会運営のために活動する。 ②幹事は、当会の目的達成のため必要事項について審議し、活動する。

（４）事務局　　若干名　①事務局は、会長を補佐し、事務分野を担当する。
②事務局は、副会長及び幹事に協力し活動する。
③会長の指示により、特定の分野（会計・連絡・受付・司会・進行等）を担当することができる。
④事務局は、『会員リスト』及び『役員リスト』を維持し、かつ『年度役員会議事録』を保持する。
⑤会計、事務局などに主、副を置くことが出来る。

第７条　監査役

（１）当会の運営、会計の監査をするために監査役を２名置く。

（２）監査役は、当会の運営及び会計について監査を行う。

第８条　顧問及び名誉会員

（１）当会には、必要に応じて顧問を若干名置くことができる。

（２）当会には、当会活動に顕著な功績を残した会員を名誉会員とすることができる。

（３）顧問及び名誉会員の選任は役員会が決定する。

（４）顧問及び名誉会員の年会費及び例会費は、第１７条の定めに関わらず無料とする。

第９条　任期

（１）当会の役員及び監査役の任期は２年とする。ただし再任は妨げない。

（２）当会の顧問及び名誉会員の任期は当人から辞任の意思が会長に伝えられるか、役員会において退任を要求した場合その時点を任期とする。

第１０条　改選

（１）当会の役員及び監査役は、２年に１度、総会前の役員会で当会会員の中から選任し、総会をもって承認する。

（２）原則として、改選年度の２月前半の役員会において選任し、その年度の第１回例会時に行う総会をもって承認する。

参考：第９条によって役員任期は２年であるため、西暦奇数年の２月前半の役員会において選任して、第１回例会時に行う総会をもって承認する。

（３）役員及び監査役に欠員が生じた場合、役員会の決議で役員の補充をすることができる。交代した役員又は監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

第１１条　例会

（１）当会は、原則として偶数月に例会を開催する。

（２）会員は、例会参加時に第３条で発行された会員証を表示することを原則とする。

（３）例会には、会員は自由に参加できる。

（４）例会で発表した会員には、２，０００円相当の謝礼をする。

（５）当会に入会する意思を有する者がオブザーバーとして参加できる。
①オブザーバーの例会参加は原則として１回とする。
②オブザーバーは、例会において会員同様に自由に発言できる。

（６）例会参加時には、会員、オブザーバーを問わず例会参加費を納めなければならない。

第１２条　役員会

（１）当会の役員会は、第６条に定める役員をもって構成する。

（２）当会の役員会は、会長からの召集又は、役員の過半数からの開催要求があった場合開催する。

（３）役員会は、全役員の１／２以上の出席（委任状も含む）をもって成立する。

（４）役員会の決議は、出席役員（委任状も含む）の過半数をもって決議する。
可否同数の場合は、会長の処するところによる。

（５）必要に応じて、監査役、顧問の参加を要請し、参加を求めることができる。

（６）役員会の議長は、会長の指名を受けた者が務める。

（７）役員会で決議すべき事項は次のとおりとする。

①新規入会者の承認

②次期役員の選任

③行事報告、決算報告の決定

④行事計画、予算案の決定

⑤会則の改定決定及び次総会までの改定の承認

但し、この承認は暫定的であって、次総会で規定改定の承認を受けなければならない

⑥その他、第１９条による、当会則に定めなき事柄についての決定

（８）役員会出席者のうち、往復交通費が２，０００円を超えた出席者には、往復交通費から２，０００円を差し引いた金額を当会費より支給する。

第１３条　総会

（１）総会は、毎年初回の例会時に開催する。

（２）総会は、全会員の１／２（委任状も含む）以上の出席をもって成立する。

（３）前項については、法人会員を会員２名として計算する。

（４）総会の決議は、出席会員の（委任状も含む）の過半数をもって決議する。
可否同数の場合は、会長の処するところによる。

（５）前項については、法人会員の参加者の内２名を出席者として計算する。

（６）総会で決議すべき事項は次のとおりとする。

①役員の承認

②会則の改定の承認

③行事報告、決算報告の承認

④行事計画、予算案の承認

⑤監査報告の承認

第１５条　慶弔

（１）当会は、会員及び会員の配偶者が死亡した場合、慶弔金として金２０，０００円を支出する。

（２）当会は、会員が病気又は怪我で１０日間以上の入院をした場合、見舞金として金５，０００円を支出する。

第１６条　会費の支払い

（１）年会費は前年度末までに、会計担当者に直接払うか、指定の口座に振り込むものとする。

（２）総会の案内は、前年度会員全員に案内するが、案内時に年会費支払いの請求を行う。

（３）指定の期日までに、年会費の支払いが行われない場合は、その前年度をもって退会したものと

見なすものとする。

第１７条　入会金、会費、例会参加費

入会金及び年会費、例会参加費の額は、下記の通りとする。

（１）個人会員　①入会金、　３，０００円

②年会費、　５，０００円

③例会参加費、　１回１，０００円

（２）法人会員　①入会金、　３，０００円

②年会費、３０，０００円　例会及び総会には、３名を上限として参加できる。

③例会参加費、　１法人１回１，０００円

第１８条　退会

（１）会員は退会の届けを提出することによって、自由に当会を退会することができる。

（２）退会時には、退会理由の如何を問わず入会金及び年会費を返却しない。

第１９条　定めなき事項の決定

当会則に定めなき事項は、役員会の決定をもって当会を運営する。

第２０条　会則の改定経歴

（１）　当会則（制定版）は、２００７年２月２４日から発効する。

（なお、改定の経歴を下記（２）以下に順次記載していくものとする。又、最新の改定を明確にするため、改定文章及び該当する部分にはアンダーラインを引く。次改定ではアンダーラインは削除する。）

（２）改定履歴

改定№	改定理由
1	当会則の３条会員の(1)を「役員会」から「会長、副会長」に変更する。2007/6/30
2	当会則の１５条“慶弔金として金１０，０００を支出する。”から“慶弔金として金２０，０００を支出する。”に変更する。2009/02/08
3	５条(1)：その他の運営に関する→その他のマネジメントシステム及び組織運営に関する。詳細変更。 ６条：当会には、次の役員を置く。→当会は、次の役員を置き、役員リストに登録し、会員から分かるように維持する。役員リストの追記変更 ６条：(4)③（会計・連絡・受付等）を担当することができる。→（会計・連絡・受付・司会・進行等）を担当することができる。一部追記、変更 ６条：(4)項目追記→④事務局は、『会員リスト』及び『役員リスト』を維持し、かつ『年度役員会議事録』を保持する。会員リスト及び役員リストの追記 (4)項目追記→⑤会計、事務局などに主、副を置くことが出来る。事務局の維持改善の主・副追記 10 条：前年度の１２月に選任して、当年の第１回例会時→改選年度の２月前半の役員会において選任し、その年度の第１回例会時、運営実態に合わせて、変更 10 条参考：西暦遇数年の１２月に役員会選任して、翌年の第１回例会時に行う総会をもって承認する。→西暦奇数年の２月前半の役員会において選任して、第１回例会時に行う総会をもって承認する。運営実態に合わせて、変更

	11 条：(4)オブザーバーは、会員同様に自由に発言できる。→②オブザーバーは、例会において会員同様に自由に発言できる。発言の詳細を追記　2010/2/27
4	11 条追記（発表者への謝礼）：(4) 例会で発表した会員には、２，０００円相当の謝礼をする。 12 条追記（役員会出席者への交通費補助）：(8) 役員会出席者のうち、往復交通費が２，０００円を超えた出席者には、往復交通費から２，０００円を差し引いた金額を当会費より支給する。 17 条：個人会員の年会費、例会参加費を変更 年会費１０，０００円　→　５，０００円 例会参加費　２，０００円　→　１，０００円 法人会員の例会参加費を変更 １人１回２，０００円　→　１法人１回１，０００円　2013/2/23
	以下余白